

令和6年第2回

西予市議会臨時会議案

令和6年7月22日  
西予市

# 目 次

議案番号	件 名	備 考
議案第75号	西予市教育委員会教育長の任命について	別紙
議案第76号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第77号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について	3

## 議案第76号

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和6年7月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 提案理由

西予市教育委員会教育長の辞任に伴う後任の教育長の給与について、引き続き減額する特例を設けるため、本条例の一部を改正するものである。

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例

西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例(令和3年西予市条例第1号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年6月28日」を「令和6年8月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

## 議案第77号

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年7月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

### 記

- |   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる<br>施設の名称及び<br>所在地 | 別紙のとおり  |
| 2 | 指 定 管 理 者                 | 東京都千代田区平河町二丁目6番3号<br>公益社団法人 地域医療振興協会<br>理事長 吉新 通康 |
| 3 | 指 定 期 間                   | 令和7年4月1日から<br>令和17年3月31日まで                        |

### 提案理由

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

別紙

管理を行わせる施設の名称	管理を行わせる施設の所在地
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地 1
西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 号53番地
西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	西予市野村町野村 9 号47番地 3

## 議案第77号 参考資料

### 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者候補の概要

#### 1 管理施設

名 称	所 在 地
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地
西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	西予市野村町野村9号47番地3

#### 2 指定管理者候補の概要

##### (1) 名称等

団 体 名 公益社団法人 地域医療振興協会  
住 所 東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
代表者名 理事長 吉新 通康

##### (2) 組織(令和6年3月31日現在)

役員数 理事20名(常勤17名、非常勤3名)、監事2名  
会員数 正会員1,629名、準会員4名

##### (3) 設立年月日 昭和61年5月15日

##### (4) 設立目的

全国のへき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。

##### (5) 主な事業

- ① 医学生のへき地医療研修活動の指導
- ② へき地医療における診療活動基準の研究と確立
- ③ 総合医の確立及び養成
- ④ 医療情報の提供
- ⑤ 地域保健医療に関する研究会及び講習会の開催
- ⑥ へき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣
- ⑦ 関係行政機関との連絡、調整
- ⑧ 会報・会誌の発行

- ⑨ へき地等に勤務する医師の確保等へき地等の医療(介護を含む。)を支援する病院等の開設及び運営管理の受託
- ⑩ 前号の病院等と連携し又は同病院等を運営する上で必要とする社会福祉事業の実施
- ⑪ へき地等の医療を支援する病院等に勤務する看護師等を養成するための学校の設置、運営等の事業
- ⑫ その他上記の目的を達成するために必要な事業

### 3 3施設の運営方針

「いついかなる時でも医療を受けられる安心を、すべての地域の方々にお届けしたい」という信念のもと、自治体からの委託等を受けて病院、診療所及び保健医療福祉複合施設の運営を行っている。令和6年1月現在では、26病院のうち20病院の指定管理者として自治体より運営を任せられている。病院以外にも、診療所、複合施設など全85施設(看護学校2施設除く。)のうち、自治体からの指定管理施設は68施設となっている。上記を踏まえ、

- ① 西予市立西予市民病院・西予市立野村病院をはじめ公立病院は、持続可能な地域医療の確保や多様化する患者ニーズに対応する社会的使命を果たすことが求められている。しかしながら、多くの公立病院は、少子高齢化や人口減少、社会保障制度の変化や医師不足などにより、経営状況の悪化や医療提供体制の維持について厳しい状況になっている。

特に西予市においては、他の地域よりも生産年齢人口が著しく減少しているほか、全国的には高齢者人口が増加傾向にあるなか、西予市においては、高齢者人口も減少している地域にある。

このような社会情勢により、医師、看護師等の医療従事者の確保が困難となりつつあるなか、少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化に対応するなど、西予市の3施設の運営は非常に厳しい環境下にあるため、より一層の安定した施設経営・強化の取り組みを図り、西予市において、持続可能な地域医療体制を構築することが必要となる。

- ② 持続可能な地域医療体制の構築に向け、西予市民病院、野村病院、つくし苑の一体的な運営を行うため、医療人材を集約化し、3施設の適切な役割分担・機能分化を図る。
- ③ 西予市の住民の皆様が住み慣れた環境の中で安心して生活できるように、西予市の医療行政と両輪となって、将来を見据えた課題に対して立ち向かっていくことが必要と考える。そのためにも、西予市と密

接に連携を図り、医療人材の確保対策や地域住民の地域医療への理解を得ることなど、協力して施設の管理運営を行う。

- ④ 西予市を取り巻く社会情勢の変化と合わせ、今年度より実施される「医師の働き方改革」などの医療制度改革を踏まえ、地域や社会の状況の変化に適切に対応した運営に努める。
- ⑤ これまでの経験を活かし、地域の関係機関との連携を図り、地域の中核的な医療機関として、地域住民の方々に対して信頼される質の高い医療サービスの提供に努めるとともに、公立病院の責務を念頭におきながら、全力で取り組む。

#### 4 地域医療振興協会の提案の概要について

##### (1) 職員の確保

医師・看護師その他職員の採用及び配置計画

- ① 全国的に医師不足が深刻な状況となっている中、医師確保、増員については、非常に困難が予想されることから、現在勤務されている医師については引き続き勤務して頂けるように依頼し、大学医局、県の派遣については、派遣継続を依頼する。
- ② 上記の他、現地での医師募集や当協会からの派遣調整を図る。
- ③ 医師確保は医療サービスの根源と考え、西予市の3施設においては、協会内の重要基幹の一つとして、地元の関係大学等の理解と協力を頂きながら、協会を挙げて運営に取り組む。
- ④ 指定管理者として決定した場合、準備室を開設し人員確保に着手する。まずは、現在勤務する医療職の職員のうち、引き続き勤務の希望がある方の採用について、当協会の就業規程に基づき、職種別の配置計画等に応じて優先的に採用する。
- ⑤ 収支計画における職員配置計画は、現段階の職員数をベースに策定しているため、今後の各職種の職員数の増減、あるいは指定管理者制度移行後の職員確保状況の結果によっては、職員配置計画を見直すことがある。また、職員配置計画の見直しによっては、一部の診療・介護機能の提供について修正する可能性がある。
- ⑥ 診療報酬改定による病院・施設機能の変更、取得する施設基準の内容に応じて、職員の増員又は異動などにより対応する場合がある。診療報酬改定等の医療制度に応じながら、医療機能を維持、向上できるよう努める。
- ⑦ 職員の確保、配置計画のうち、一部業務においては、経営の効率化

を踏まえ、現在雇用されている職員によって提供されている給食、ボイラー等の施設管理、清掃等の業務は、専門の委託業者を活用する。現在勤務されている職員が、当該委託業者への就職等を希望する際は、当該業者に採用の要請を行う。

## (2) 人的基盤

- ① 協会本部に看護師採用部門があり、全国各地で採用活動を行うほか、看護学校(2施設)の運営を行っている。
- ② 看護職員数は、約4,200名(令和6年4月時点)おり、全国各地への支援体制を構築している。
- ③ 医師においても、看護師同様に派遣体制を構築している。
- ④ 協会の会員医師、支部組織との連携を図り、医師の確保を図っている。
- ⑤ 基幹型臨床研修指定病院を9施設運営しており、地域医療を担う医師の育成のほか、高度先進医療の医療ニーズに応えることができる資質の面でも、優れた専門医の育成、人材確保に努める。
- ⑥ 全国のへき地医療情報ネットワーク(へき地ネット)を運営し、へき地の医師確保対策や地域医療の再研修事業等を行い、地域医療を目指す医師、医学生等の支援を行っている。
- ⑦ オレゴン健康科学大学への海外研修制度がある。研修制度の充実化を図り、国際交流を通じて、キャリアアップする場を設け、医師の確保及び質の向上を行っている。
- ⑧ 2015年より特定ケア看護師(NDC)の育成事業を行い、令和6年現在では、61名が修了し、地域で活躍している。

## (3) 西予市民病院への二次救急の集約

- ① 救急医療体制を維持するには医療従事者の維持、確保が必要となるが、西予市は生産年齢人口が著しく減少しており、医師、看護職等の確保が課題となっている。さらには、2024年度からの医師の働き方改革により医師の時間外労働の上限規制により、休日、夜間の体制、配置数が従来通りにならない可能性がある。西予市において持続可能な救急医療体制を維持、確保するためにも、野村病院の二次救急当番日を西予市民病院に集約し、限られた医療資源を最大限に活かしつつ、救急医療体制の維持、確保に努める。
- ② 三次救急医療や高度急性期医療においては、隣接する宇和島医療圏や松山医療圏の医療機関に委ね、市内の一次、二次救急医療に対応できるよう体制整備を図る。また、高齢化の進展に伴う複数の合併症・

併存症など、複雑化する救急医療に対応するためには、八幡浜・大洲医療圏並びに隣接する宇和島医療圏などの医療機関を含めた「広域連携」が必要と考えられる。特に野村病院の二次救急当番日を西予市民病院に集約した場合の外科体制を維持することは困難なため、県や医師会、医療圏内の医療機関との連携・分担体制について協議し、変更する必要がある。

- ③ 西予市は高齢化率が高く、今後さらに高齢化の進展により、救急搬送件数及び入院患者の増加が見込まれる。また、高齢者は複数の疾患を有する患者が多く、生活習慣病等の慢性期疾患患者の増加が見込まれることから、特定の疾患・臓器に限定せず、幅広い診療を行う総合診療と各専門診療との連携がより一層求められる。地域の住民が安心して暮らしていけるよう、救急医療の充実に努める。

#### (4) 各施設の規模・機能等

##### 【西予市民病院】

- ・ 1病棟は回復期リハビリテーション病棟とし、その一部を病室単位で、地域包括ケア病床を導入する。
- ・ 2病棟は急性期病棟とし、10対1看護とする。
- ・ 現在、休棟している3病棟は療養病棟として開棟する。
- ・ 診療科目は、現在開かれている診療科について当面、継続する。ただし、非常設診療科については、運営後の状況により変更する可能性がある。
- ・ 救急医療は二次救急とし、現在の野村病院の当番日も含めて、西予市民病院で担当する。(ただし、外科系当番については、近隣の救急病院との連携・分担により対応する場合がある。)
- ・ 人工透析は継続とする。

##### 【野村病院・つくし苑】

- ・ 野村病院は無床診療所とする。
- ・ (仮称)野村診療所の診療科については、内科と整形外科を中心とし、現在の非常勤医師による外来診療も当分の間、継続する。
- ・ 訪問看護ステーションを設置する。
- ・ 老人保健施設(100床)と通所リハビリテーション(定員35人)を維持する。
- ・ 西予市全体の要介護者数の減少が見込まれる中でのつくし苑の運用について、状況を見ながら継続的な検討が必要
- ・ 野村病院の病棟を廃止することにより生じるスペースは、介護系の

施設(看護小規模多機能、サービス付き高齢者住宅など)への転用を考慮する。

- ・ 以下のサービスを一体的に提供することで、看護小規模多機能の代替機能を提供することも考えられる。

泊り = つくし苑での短期入所

通い = つくし苑での通所リハビリテーション

訪問 = 訪問看護ステーションの充実

## (5) 経営改善

### 【収入対策】

- ① 病床稼働率を向上させるため、急性期、回復期、慢性期の病床機能を活用し、患者の疾患等に応じて適切な病床に受け入れられる体制を構築する。
- ② 診療報酬改定を踏まえ、地域のニーズや患者の疾患構成、職員数等に応じて、病床機能を一部転換させるなど、医療情勢を考慮しながらサービス向上と収入確保の両立に努める。
- ③ 3施設の職員配置を適正化し、効率的な運営に努める。
- ④ 地域医師会と良好な関係を構築し、紹介患者の増加など、増収対策に努める。
- ⑤ 協会本部の経営指導委員会の指導を受け、適正な診療報酬請求、施設基準にかかる増収対策等の支援を得ながら経営改善に努める。

### 【費用対策】

- ① 年度期首までに事業計画、収支・経費計画を立案し、それに基づいて物品購買、委託契約を行い、計画内の経費運用に努める。
- ② 購入物品の価格が適正であるかどうかを確認し、高額品の場合は複数の見積書を比較し最低価格品の購入を行う。
- ③ 医薬品及び診療材料については、当協会運営施設と共同購入(シェアドサービス)を実施し、スケールメリットを活かした、より安価な購入単価の実現に努める。
- ④ 現状の材料費、委託費、設備関係費、経費等を把握、分析し、適正化を図る。